

年表： 近現代日本の建築と所有

作成：長島明夫

上記のタイトルに関連しそうな事柄を、各種の資料を参照しながらとにかく挙げてみた。おそらく抜け落ちている視点も少なくないと思うが、それぞれの事象はいくつかの次元で分類できそうでもある。全体の学術的なバランスはさておき、部分的にであれ、なにかの思考のきっかけになればありがたい。

主な参考資料

- * 『新建築 現代建築の軌跡』1995年12月臨時増刊号
- * 『新詳日本史図説』浜島書店、2002
- * 平山洋介『住宅政策のどこが問題か——〈持家社会〉の次を展望する』光文社新書、2009
- * 『新建築学大系 14 ハウジング』新建築学大系編集委員会編、彰国社、1985
- * 『新建築学大系 50 歴史的建造物の保存』新建築学大系編集委員会編、彰国社、1999
- * 『日本の都市法Ⅰ 構造と展開』原田純孝編、東京大学出版会、2001
- * 『新体系日本史 3 土地所有史』渡辺尚志・五味文彦編、山川出版社、2002
- * ウィキペディア（ほか多数のウェブサイト）

1868	明治1	▼	王政復古の大号令：江戸幕府の廃止と明治政府の樹立
1869	明治2	▼	神仏分離令：慣習的な神仏習合を禁止し、国家として神道を重視。廃仏毀釈運動が起り、多くの寺院や仏具が破壊
1870	明治3	▼	開拓使の設置、蝦夷地を北海道と改称
1871	明治4	▼	版籍奉還：中央集権化政策として、諸大名の土地（版）と人民（籍）の支配権を天皇に返還
1870	明治3	▼	東京招魂社（現・靖国神社）創建：幕末以降の殉国者を祀る。太平洋戦争時は死の覚悟をした兵士同士が「靖国で会おう」と言い合ったという。戦後、いわゆる靖国問題が発生
1871	明治4	▼	東京府下で家屋税導入。家屋に対する初の課税
1871	明治4	▼	社寺領上知令：社寺は境内以外の領地が国有化
1870	明治3	▼	古器旧物保存方（1897）：日本初の文化財保護法令。文明開化や廃仏毀釈の風潮に対応。文化財のリストラ化を目的としたが、建造物は対象外。文化財はその所有者の物に止まらず、公共の財産として規制や保護がされる
1872	明治5	▼	廃藩置県 開拓使と三府三〇二県、同年末に一使三府七二県。中央集権化の一環。廃藩で城郭や侍屋敷の多くが解体
1872	明治5	▼	田畑勝手作禁止令（1643）および翌年に田畑永代売買禁止令（1643）が解禁。地主による近代的土地所有が進む
1873	明治6	▼	戸籍法施行：当時の日本の総人口約三三二一万人、住宅戸数の推定六〇〇万戸余
1873	明治6	▼	地租改正（1880）：一地主の原則で土地所有者を確定し、課税対象を収穫高（物納・村単位）から地価（金納・個人）に変更。近代的な土地の取引や土地担保の基礎ともなったが、『村』社会においては、『土地をもつこと』が単なる不動産所有の意味を超えて、村内でのステータスの基準となるなど、特別な意味をもち、それゆえに『土地をもちたい』という農民の強い意識をたえず形成 ^[*1]

[*1] 出典：坂根嘉弘「近代的土地所有の概観と特質」、『土地所有史』山川出版社、2002、p.413

1875	明治8	▼	公用土地買上規則（1889）：土地収用法の前身
1876	明治9	▼	各地で地租改正反対一揆。翌年、政府は地租を地価の三〇から二・五％に減額
1877	明治10	▼	立石清重『開智学校』：いわゆる擬洋風建築。地方の大工が西洋の様式をものしようにして独自の表現が生まれた
1877	明治10	▼	ジョサイア・コンドル、工科大学校造家学科（現・東京大学工学部建築学科）教授および工部省管轄局顧問に就任。西洋の技術や文化を取得するための御雇外国人
1878	明治11	▼	地方三新法（郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則）：近代的な地方自治制度の確立
1879	明治12	▼	琉球処分：沖縄県を設置、琉球王国が消滅
1882	明治15	▼	家屋税の創設（1950）：戸数割に代わるべき選択税
1883	明治16	▼	ジョサイア・コンドル『鹿鳴館』：政府の欧化政策として外交の舞台になったが、西洋人にはイスラムを折衷した様式や日本人の所作のいびつさが目立った。一九四〇年解体
1888	明治21	▼	東京市区改正条例（1919）：インフラの整備、用地買収の簡便化。一九一八年に横浜、名古屋、京都、大阪、神戸に準用
1889	明治22	▼	大日本帝国憲法の発布、翌年施行（1947）：第二十七条一項「日本臣民ハ其ノ所有権ヲ侵サルコトナシ」二項「公益ノ為ニ必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」（近代的所有権）
1890	明治23	▼	土地収用法（1900/1951）：「公益ノ為ニ必要ナル処分」を規定
1890	明治23	▼	三菱が丸の内陸軍省用地の払い下げを受ける。「三菱ケ原」というほどの野原だったが、ジョサイア・コンドル『三菱一号館』（1894）を皮切りにオフィス街に開発（二丁倫敦）
1893	明治26	▼	伊東忠太「法隆寺建築論」『建築雑誌』一一月号：法隆寺を世界の建築史との関係で位置づけた。日本建築史の始まり
1894	明治27	▼	日清戦争（1895）：翌年、下関条約で遼東半島・台湾・澎湖列島を領有するが、露仏独三国干渉で遼東半島は返還

1896	明治29	▼	民法：第二百六条「所有者ハ法令ノ制限内ニ於テ自由ニ其所有物ノ使用、収益及ヒ処分ヲ為ス権利ヲ有ス」
1897	明治30	▼	東京建物、安田善次郎により設立。日本初の総合不動産会社。住宅ローン制度を考案
1897	明治30	▼	古社寺保存法（1929）：日本初の文化財保護に関する法律。特別保護建造物および国宝（建造物以外）を指定
1899	明治32	▼	不動産登記法（二〇〇四年に全面改正）
1900	明治33	▼	光明寺村女工焼死事件：深夜に織物工場で出火、二階に寄宿する女工四九名のうち三一名が逃げ遅れて焼死。当時、女工の逃亡防止で窓には鉄格子、出入口は施錠されていた
1904	明治37	▼	日露戦争（1905）：翌年のポーツマス条約で、北緯五〇度以南の樺太を領有、旅順・大連の租借権などを獲得
1905	明治38	▼	相続税の創設：日露戦争の戦費調達策。富の再分配という考え方は第二次世界大戦後のもの
1907	明治40	▼	古河鋳業による足尾鋳毒事件（一八八五年頃から鋳毒流出、被毒地一〇万ha）を受け、政府は反対運動が盛んだった栃木県谷中村を廃村とし、住民を強制的に移住させた
1908	明治41	▼	ブラジル移住開始。太平洋戦争開戦までに一七万九三二一人建物保護ニ関スル法律（建物保護法）（1992）：地主が替わっても借地権に対抗力を持たせ、借地人を保護。日露戦争後の地価高騰による地震売買（地代の値上げを目的とした仮装売買。地震のように建物に危機に瀕するため）への対応
1909	明治42	▼	北の大火：大阪で明治以降最大の火災。焼失一万一三六五戸ありか屋、橋口信助により設立。日本初の住宅供給会社。橋口は後に住宅改良会設立（1916/43）、機関誌『住宅』刊行
1909	明治42	▼	片山東熊『赤坂離宮』：西洋の様式獲得の集大成。しかし明治天皇の「ぜいたくだ」の一言で、住人となるべき皇太子（大正天皇）が移り住むことはなかったという ^[*2]

[*2] 参照：藤森照信『日本の近代建築（上）一幕末・明治篇』岩波新書、1993、p.257